

企画競争説明書

業務名称：ウズベキスタン国園芸作物バリューチェーン強化事業準備調査

案件番号：180560

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日（水）

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

（1）業務名称：ウズベキスタン国園芸作物バリューチェーン強化事業準備調査

（2）業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

（3）適用される契約約款難型：

（○）成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（ ）業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

（4）契約履行期間（予定）：2019年2月下旬～2019年7月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 加藤 真一郎 Kato.Shinichiro2@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月２８日（金）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１９年１月１１日（金）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年１月１８日（金）１２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

- ・安全対策費用

- ・企画競争説明書第3_6.業務の内容__（4）第二次現地作業__1）に記載の現地再委託にかかる経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) UZS 1 = 0.013780 円

b) US\$ 1 = 113.385000 円

c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／ツーステップローン計画
- b) 農村金融
- c) 営農／農民組織

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.36 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農村金融もしくは中小企業金融にかかる類似調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／ツーステップローン計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：ツーステップローン計画に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ウズベキスタン 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農村金融】

a) 類似業務の経験：農村金融に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ウズベキスタン 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 営農／農民組織】

- a) 類似業務の経験：営農／農民組織化に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ウズベキスタン 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

ウズベキスタン国園芸作物バリューチェーン強化事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/ツーステップローン計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 農村金融	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 営農/農民組織	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. 調査の背景

ウズベキスタン共和国（以下、ウズベキスタン）の農業は、旧ソ連時代から綿花生産を中心に発展し、現在は農業セクター従事者が総就業人口の約3割、GDPの25%（2016年）を占める主要産業である。特に、綿花は農業生産量の6割を占める主要作物である（生産量は世界第6位、輸出量は世界第5位）。しかしながら、綿花に依存する農業は国際市況価格の変動や天候リスクに対して脆弱であるため、ウズベキスタン政府は近年、野菜（じゃがいも、トマト等）や果樹（りんご、ぶどう等）といった園芸作物の生産への転換やバリューチェーンの強化等により、農作物の多様化や輸出力強化を目指している。これを反映し、2005年以降毎年園芸作物の生産高及び生産額は増加傾向にあり、ロシア、カザフスタン等周辺国への園芸作物や加工品の輸出も増えている。また園芸作物分野の振興は、地方の雇用創出やロシア等から戻ってきた出稼ぎ労働者の雇用の受け皿としても貢献している。

農業（園芸）セクターにおいて、生産面では、農業機械の老朽化、肥料等の農業資材や生産技術の不足、製造・農産加工面では設備の不足・老朽化、品質保証体制の未整備、流通面では流通施設の不足・老朽化等といった課題があるが、中でも資金不足による設備などの未整備や市場志向型の農業経営能力の不足はバリューチェーン強化の大きな阻害要因となっている。

現在ウズベキスタンでは、綿花から園芸作物への転換に伴い、特に、園芸作物の生産に従事する農家や加工、流通に従事する農業関連企業を中心に、生産投入資材や加工・貯蔵、流通に適した機械や施設の需要が高まっており、肥料等農業資材及び農業機械等の購入並びに灌漑、温室、集出荷貯蔵施設及び処理加工施設等の整備について、幅広い資金ニーズがある。一方、通常の銀行融資は高金利かつ短期貸付が多く（現地通貨の短期融資は平均14%程度）、園芸作物の生産サイクルやキャッシュフローと合致した中長期資金貸付は不足しており、また借り手による適切なビジネス計画立案・実施が不十分であることにより、融資が成立しないことも多いとされる。

かかる状況を受け、複数の援助機関が仲介金融機関（Participating Financial Institutions：PFIs）を通じ園芸作物関連の農家・農業関連企業に設備投資・運転資金を供与するツーステップローン事業や技術協力を実施しているが、旺盛な資金需要に十分に対応できていない。

中央アジア地域にとって、安定化促進のための雇用の創出、そのため、農業・農産加工業や中小企業の振興等を通じて産業の多角化を推進することが特に重要であり、ウズベキスタン政府も、2017年に発表した大統領令「ウズベキスタンにおける更なる発展のための戦略（2017-2021年）」の中で、「雇用促進」や「農業の多角化強化」、さらに「生産性の高い農業機械の導入」や「農産物の保管・輸送・販売等のためのインフラ整備の促進」を掲げており、本事業はウズベキスタンの政策に合致する。

上記背景を踏まえ、本協力準備調査は、ウズベキスタンの農業・農村開発分野の中長期資金や営農技術等に対する潜在需要について調査を実施し、円借款（ツーステップローン）事業に係る妥当性を確認するとともに、同案件形成の情報収集・分析、実施体制の確認、実施にかかる提案作成等を目的として行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

園芸作物バリューチェーン強化事業

(2) 事業目的

本事業は、ウズベキスタンにおいて、PFIs を通じた園芸作物の生産・加工に従事する農家及び農業関連企業へのツーステップローンの供与並びに PFIs の能力向上支援及びエンドユーザーへの事業計画策定・営農支援を通じ、金融アクセスの改善を図り、もって農業の多様化、園芸作物の生産性の向上、輸出力強化及び雇用促進を通じた農業セクターの発展に資するもの。

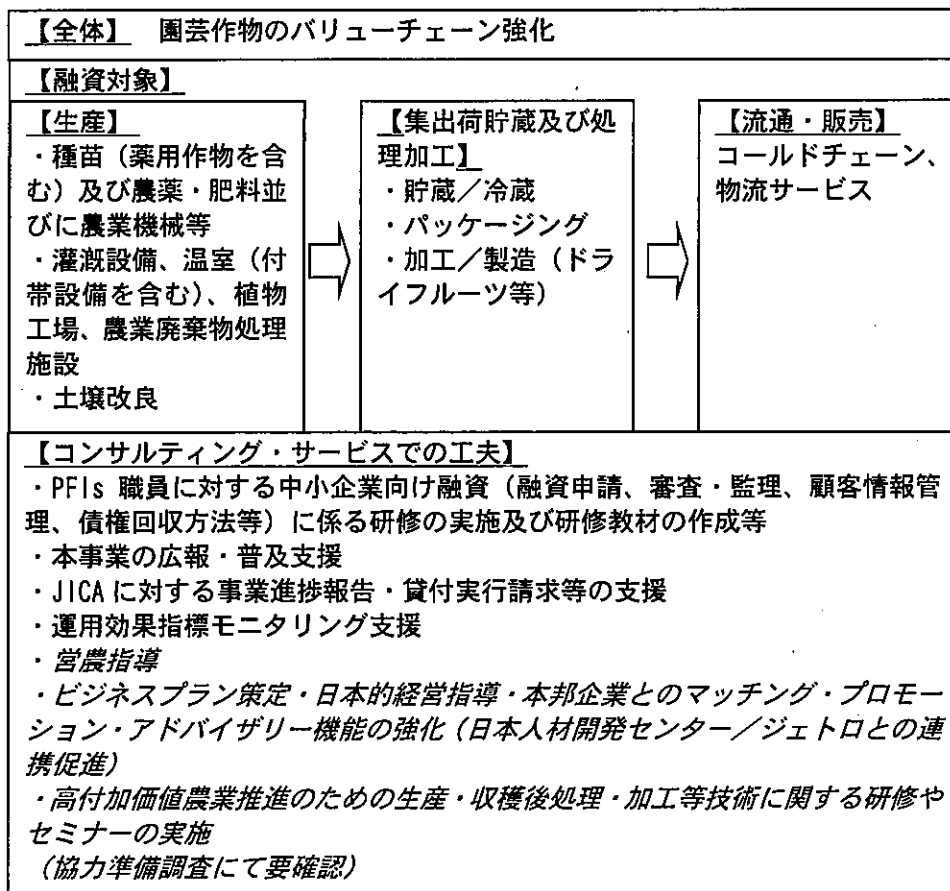
(3) 事業概要

事業内容は主に以下のコンポーネントから構成される。事業の主要コンポーネントは園芸作物関連の農家・農業関連企業に設備投資・運転資金を供与するツーステップローンである。また、ツーステップローンと併せて、実施機関や PFIs の能力強化、営農指導やビジネスプラン策定・生産・品質管理面での日本型経営指導等を含めたコンサルティング・サービスを行う予定（現在検討中の事業コンセプト図は次ページの通りだが、コンサルティング・サービスにおける斜体で表記したサービス内容については、本業務において確認の上、検討する必要がある）。

ア) ツーステップローン

イ) コンсалティング・サービス：実施機関の実施能力強化、PFIs の審査能力向上支援、エンドユーザーへの営農指導、ビジネスプラン策定指導、生産・品質管理面での日本型経営指導等

【園芸作物バリューチェーン強化事業】の事業コンセプト図（案）



(4) 対象地域

ウズベキスタン全土（本調査にて詳細検討予定）

(5) 関係官庁・機関

実施機関：農産業・食糧安全保障事業実施庁（Agency for Implementation of Projects in the Field of Agro-Industrial Complex and Food Supply）

関係省庁：農業省（Ministry of Agriculture）、水資源省（Ministry of Water Resources）

3. 業務の目的

(1) 調査の目的

本業務は、ウズベキスタン園芸作物関連の農家・農業関連企業に対して中長期資金を供給すると共に、事業計画策定や営農支援を通じ、金融アクセスの改善を図るための円借款事業「園芸作物バリューチェーン強化事業」の実施に向け、ウズベキスタン農村社会経済及び実施体制の調査を含む必要な情報の収集及びその分析を行うとともに、実施に係る具体的な提案作成を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、JICA 及びウズベキスタン政府機関と十分な意見交換を行いながら、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけについて

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられることとなる。特に、ウズベキスタンに対するツーステップローン事業は、JICAとして初めての試みであり、PFIsの財務状況、審査能力、農家に対する貸出スキーム、農家への営農指導強化を図る技術普及母体の有無・適格性、他ドナーによるツーステップローン事業支援状況を踏まえて、慎重に案件形成を行う必要がある。なお、本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。また、業務開始時点までに行われている実施機関とJICAとの協議結果を踏まえつつ、調査を行うこと。

さらに、本調査で検討・策定した事項が、ウズベキスタン関係機関への一方的な提案とならないように、ウズベキスタン関係機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ウズベキスタン側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。特に、PFIsの候補から情報収集を行うに際して円借款による支援が得られるという過度な期待が生じないように十分注意を行うこと。

(2) 調査スケジュールについて

円借款形成に向けて、2019年7月を目途にJICAによるミッション派遣を予定し

ているため、これらのタイミングにおいて、本調査の検討結果が適時にJICAに提供されることが求められる。

(3) 調査対象地域について

本円借款事業の事業対象地域については、本調査を通じて検討することとする（調査開始段階では、全国を対象として検討を行いつつも、本調査を通じ、円借款事業対象地域の絞り込みを行い、一部の州のみを対象とすることも否定しない）。

なお、事業対象地域を絞り込む場合には、ウズベキスタン側が、日本との協力を希望している地域（スルハンダリア州、カラカルパクスタン共和国）や実施中の円借款の対象地域（ブハラ州、ナボイ州）についても留意の上、検討を行うこと。

*2018年1月、タシケントで開かれたウズベキスタン政府内における大使会議にて、ミルジョエフ大統領が各国大使館に各州を割り当て、該当州への支援・投資を呼び込むよう指示があった。在京大使館にはスルハンダリア州、及びカラカルパクスタン共和国が割り当てられている。

(4) 既存資料の最大限の活用と情報収集について

これまで、JICA等の日本政府機関ならびに他ドナーによる金融、農業・農村開発セクターに関連する調査等が実施されてきていることから、本調査の実施に当たっては、これら実施済み／実施中の調査結果を最大限活用したうえで、内容の整合性を確認しつつ、効率的な作業を行うことが求められる。なお、既存の調査結果・資料で入手できていない情報については、ウズベキスタン政府関係機関担当者への聞き取り及び質問票、国際金融機関、援助機関等の他ドナー担当者への聞き取り等の方法での情報収集業務の実施を想定しているが、ウズベキスタン政府関係機関への質問票作成については、露文訳の上、ウズベキスタン側の回答準備期間として最低2週間を見込むこと。また、政府の情報管理方針などから、情報収集が困難な場合があることから、質問票の送付や現地調査前の準備段階においては、JICAと事前によく相談し、JICAから政府関係機関へレターを发出する等、情報収集への働きかけを行うこととするが、その場合には、レター案をドラフトし、最低2週間前にJICAに支援を依頼すること。なお、JICAとの事前相談から質問票送付や現地調査の準備までには十分な時間をとること。上記を通じても情報が円滑に収集できない場合には、二次資料等の活用を通じて分析作業を行うことも可とするが、その際には、事前にJICAに相談すること。

特に留意すべきJICAによる関連案件は以下の通りであるが、省庁等による調査や他ドナー（アジア開発銀行、世界銀行、国際農業開発基金等）による類似事業実施に際しての情報収集・分析調査も多数実施されていることから、これら調査結果も幅広く参考とすること。詳細については、調査開始までにJICAより情報提供を行う。また、別途配布するウズベキスタン側で作成した事業コンセプトノート（Project Concept for Horticulture Development Project in the Republic of Uzbekistan）も参照の上、調査を行うこと。

- ・アムブハラ灌漑施設改修事業（円借款）：事前評価表
- ・水管理改善プロジェクト（技術協力）：詳細計画策定調査報告書及び終了時評

価報告書

- ・カラカルパクスタン地域開発調査（開発調査）：ファイナルレポート
- ・ウズベキスタン農業セクター情報収集・確認調査（基礎情報収集調査）：ファイナルレポート

（５）農村社会経済調査の目的（ターゲットとするエンドユーザーのレベル設定、コンサルティング・サービスで組み込むべき技術内容及び実施体制の明確化）

本円借款事業は、ウズベキスタン政府が推進する園芸作物の生産拡大・バリューチェーン強化による農作物の多様化や輸出力強化を後押しする事業として実施する予定である。しかし、現状、上記（４）記載の通り、先行する調査「ウズベキスタン農業セクター情報収集・確認調査」をはじめとして、セクター概況については一定程度収集しているものの、農村部におけるフェルメル・デフカンといった各種農家形態ごとの農業の実態（特に旧ソ連崩壊後の農業・土地制度の変更に伴う農家形態の変遷や旧ソ連時代に整備された灌漑施設の老朽化や塩害の拡大を踏まえ、経営規模や灌漑・市場へのアクセス状況に応じた営農の実態）については、十分把握しきれていない。即ち、本円借款事業においてターゲットとする農家のレベルについて定めきれていない。従い、本業務において、最新の営農実態について確認し、各種農家形態がある中で、どの層の農家を対象とするのかを明らかにする必要がある。

また、ウズベキスタンでは、旧ソ連時代の国営／集団農場と共にあった農業技術普及システムが、その崩壊と共に消滅しているとされる（ドナー支援等により、大学・NGO等により、農業技術の研修等がアドホックに実施されている地域もあるものの、国のシステムとしての農業技術普及制度は未だない）。従い、農家が営農に必要な技術や販売に関する知識・ノウハウを身に着ける機会が少なく、ビジネス計画の策定や市場ニーズの把握をすることで、出口から逆算して収益を最大化していくといったビジネス・マインドの育成が必要であることが指摘されている。従い、本円借款事業では、エンドユーザーとなる農家等に対し、ツーステップローン供与と併せ、コンサルティング・サービスにより各種技術指導も行うことを検討しており、農村部において優先的に対応すべき課題、対応可能な技術内容や技術伝達の方法（実施体制）等の詳細について、確認する必要がある。

他方、本円借款事業ではあくまでツーステップローンが主となる事業内容であることから、コンサルティング・サービスに組み込む技術指導の対応範囲については優先的課題に絞り込む必要がある。現時点では、技術指導の内容として、①営農、②ビジネスプラン策定、③生産・品質管理面での日本的経営、④本邦企業を含む各種農業投入資機材会社とのマッチング・プロモーション支援、⑤高付加価値な農産品生産・収穫後処理・加工技術が想定され、そのうち特に農業経営・販売面に関係する①～④を組み込むことを想定しているが、本業務において、エンドユーザーとなる農家・農業関連企業等が直面している課題の優先度について明らかにした上で、①～⑤（⑤を含む場合には、作物別になることが予想されるため、優先的に取り組む必要があると考えられる品目についても明らかにする）、或いはそれ以外の内容について、明確化する。

上記状況を踏まえ、本業務では、聞き取りによる農村社会経済調査を実施する。具体的には、各種農家の農業投資（種子・肥料・温室・機械等）の実態、金融へ

のアクセスや収入・資金調達・債務の実態、農業関連企業によるビジネス実施状況等を調べることとする（現地再委託の活用を想定）。

なお、農村社会経済調査の具体的な対象村については、第一回現地調査の際に先方実施機関と協議し、第一回国内作業時にJICA東・中央アジア部と相談の上、決定する（農村社会経済調査の詳細については、「8. 調査の内容」を参照すること）。

（6）PFIs選定方法について

本円借款事業におけるPFIsの選定方法に関し、既に類似のツーステップローン事業を先行して実施中の他ドナーの対象PFIs（あるいはその一部）をPFIs候補として優先することを考えているものの、上記（5）記載の農村社会経済調査にて、本円借款事業においてターゲットとするエンドユーザーを明らかにした上で、銀行セクターの状況を鑑みつつ、PFIsの財務的健全性等ドナーの審査基準を確認した上で、同エンドユーザーがアクセス可能かつツーステップローン事業を円滑に進める能力を有するPFIsを選定できるよう、慎重にPFIs選定基準を策定すること。

（7）エンドユーザーへの能力開発における本邦リソース活用の可能性

（5）に記載したコンサルティング・サービスで組み込む技術内容については、円借款事業の事業効果を高めるため、本邦リソースに技術的優位性のある分野かどうかといった観点も重要視して、明確化する（例：JICAにおいて、アフリカ地域を中心に広域で取り組んでいる「ビジネスとしての農業（儲かる農業）」を目指した営農強化の取組¹の活用可能性にかかる検討、ウズベキスタンにおいて実施中の技術協力プロジェクト「ウズベキスタン日本人材開発センター・ビジネス人材育成・交流機能強化プロジェクト」との連携可能性等にかかる検討）。

（8）本邦企業を含む民間企業の動向

本円借款事業で対象としている園芸作物のバリューチェーンの全体像を把握するためには、民間企業の動向も把握する必要がある。そのため、首都タシケント及び農村社会経済調査の対象とした地域における民間企業の活動状況及び農業関連分野に参入している外資系企業（本邦企業を含む）の動向²についても情報収集を行い、本円借款事業において、エンドユーザーとこうした民間企業とのマッチングやビジネスプロモーションを推進するための取組（日本人材開発センターや日本貿易振興機構等との連携を含む）の有効性について確認すると共に、具体的な取り組み方策の工夫について提言すること。

（9）短期資金・運転資金融資の検討について

一般的にツーステップローン事業では、農家・農業関連企業の運転資金のため

¹ 日本政府は、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）において、「市場志向型農業振興（SHEPアプローチ）」のアフリカ地域広域展開について公約しており、現在、JICAでは、世界23か国において、同アプローチを活用した農業協力を進めている。

² 事前情報収集の結果から、農業機械、種子、植物を活用した医薬品原料、ポンプ、冷蔵施設等の分野で、ウズベキスタンへの進出の可能性のある企業が複数あることが確認されている。

の短期資金ではなく、農業・農村の中長期的な発展を支援する観点から、農業機械やアグリビジネス等の設備投資にかかる中長期資金を対象とすることが想定される。他方、調査を通じて、短期融資（例えば設備投資による生産拡大に伴う運転資金所要額の増加等）についても、農業・農村開発・経済成長促進等の観点から円借款として支援することに真に意義がある場合は、これを提言することを妨げない。

(10) 他ドナーとの連携・協調

既に世界銀行、アジア開発銀行、国際農業開発基金といったドナー機関がウズベキスタンの園芸作物バリューチェーンに従事する農家や農業関連企業に対するツーステップローンを実施していることから、本調査進捗の過程ではこれら機関と密接に情報交換を行い、JICAウズベキスタン事務所と適宜共有の上、効果的な連携や日本の付加価値について検討を行うことが求められる。

(11) ジェンダー主流化の検討について

本調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させることとする。

具体的な検討に際してのステップは以下の通りを想定している。

- ① 事業の枠組みの中で、ジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

(12) 環境社会配慮について

本調査は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」(以下、環境社会配慮ガイドライン)において環境カテゴリFと分類されているが、カテゴリA相当の大規模な環境社会影響を持つことが想定される事業は原則支援の対象としないこととする。また、本調査において、実施機関の環境社会配慮能力について確認すると共に、環境社会配慮面のサブローン選定基準の作成及び環境評価フレームワーク案の作成を行うこととする。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。

(1) 国内準備調査：2019年2月下旬

- 1) 既存の関連資料を分析・検討し、本案件の内容、背景、ウズベキスタン金融、農業・農村開発関連情報（含む園芸分野）の概況を把握する。その上で、現地で追加収集する必要がある資料やデータ、訪問先を予め整理し、質問票として取りまとめる。
- 2) JICA 東・中央アジア部と打ち合わせを行い、調査全体の方針、現地での調査項目・方法及び現地調査工程の確認（特に、第一次現地調査にて訪問予定の PFIs 候補について、その選定理由と共に JICA 東・中央アジア部に示

- すこと)、協議を行う。
- 3) 上記をふまえてインセプションレポートを作成し、JICA 東・中央アジア部に提出し、説明・協議を行う。
- (2) 第一次現地調査：2019年3月上旬～2019年4月上旬
- 1) 本調査の目的および業務計画について関係機関（JICA ウズベキスタン事務所、農業水資源省、国家投資委員会、財務省、PFIs 候補等）に説明する。
 - 2) PFIs 候補を対象に、以下を含む金融分野の情報や他ドナーの活動状況に関連する情報を確認し、農業・農村開発の分野において現状確認及び課題分析を行う。
 - ア. 組織概要（組織体制、支店網ネットワーク、従業員数等）
 - イ. 財務構造（貸出債権の状況、貸付分類方法、引当基準等を含む）
 - ウ. 資金調達状況
 - エ. 融資スキーム、金利構造、担保・保証徴求基準
 - オ. 審査に係る手続き・基準、職員の審査能力
 - カ. 金融機関としてのガバナンス構造（融資決定の意思決定プロセス、関係省庁等の関与含む）
 - キ. 金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案
 - ク. 融資先への技術指導・助言の有無や内容、農業技術普及にかかる組織等との連携の有無や内容
 - ケ. 他ドナーの支援状況の確認
 - 3) 以下を含む農業・農村開発の情報や他ドナーの活動状況に関連する情報を収集し、現状確認及び課題分析を行う。
 - ア. 農業・農村開発の現状と課題の整理（農業技術普及制度や土地制度を含む）
 - イ. ア. を踏まえた農業・農村開発金融の位置づけと課題の整理
 - ウ. 農業・農村開発金融（マイクロファイナンス及びインフォーマルな金融取引含む）の実情把握、資金制約・需給状況にかかる情報収集
 - エ. 他ドナーの支援状況の確認（これまでに実施してきたマイクロファイナンス等支援の概要及びその支援の実施状況、事業スキーム、教訓や課題を整理する。）
 - 4) 上記2) 及び3) の調査結果を踏まえつつ、第二次現地調査時に予定されている農村社会経済調査に関して、先方関連機関と協議の上、対象地区の選定を行うと共に、本円借款事業の対象地域についても検討する。また、必要に応じて、円滑な農村社会経済調査の準備を進める。
 - 5) 現地での調査結果につき、JICA ウズベキスタン事務所に報告を行う。
- (3) 第一次国内作業：2019年4月中旬
- 1) 第一次現地調査の調査結果をプログレスレポートとして取りまとめ、関係者に報告する。
 - 2) 第一次現地調査結果を踏まえ、農村社会経済調査を含めた第二次現地調査計画を検討し、JICA 東・中央アジア部と協議を行う。
- (4) 第二次現地作業：2019年4月下旬～6月上旬

1) 以下の項目につき、現地再委託を通じ、農村社会経済調査を行い、現状確認及び課題分析を行う（現地再委託にかかる留意点については、「4. 現地再委託」参照のこと）。調査対象としては、3つの州を対象とし、各州2か所ずつ選定し（計6か所）、各か所10農家へのヒアリングを行うことを想定しているが、より妥当と考えられるサンプル数があれば、理由と共にプロポーザルにおいて提案すること。また、戸別農家の調査以外に、調査対象地域6か所程度における農業関連企業（各10社程度を想定）の状況等に関する農村調査も行う。なお、特に農家及び農業関連企業の生産性拡大・多様性・農業機械化³に係る資金調達の実況、課題等については重点的に調査を実施すると共に、調査対象については異なる経営規模の農家／農業関連企業を選定すること。

ア 農村社会経済調査（戸別調査）にて、以下の項目を質問票に盛り込む。

ア) 農家基礎情報

- i. 農家名（世帯主名）
- ii. 世帯構成（性別、年齢）
- iii. 主要な収入源（農業収入・農外収入の別（農外収入の場合はその内容）、収入規模、収入が得られる時期等を聞き取る）
- iv. 金融機関（インフォーマルな機関を含む）からの借り入れ状況（借入先、債務額及び年間を通じた債務額の変動）
- v. 農地規模（土地利用形態による区分）

イ) 農家の栽培技術に係る情報

- i. 栽培されている主な作物
- ii. 作物栽培面積（推定値）
- iii. 所有もしくは借入している農業機械の数・種類・使用・価格及びその調達方法

ウ) 農家の経営（家計）に係る情報

- i. 主要作物の収量と変動（可能であれば過去2年間程度、作季ごとに聞き取り）
- ii. 各作物への投入とその費用（種子代、肥料・農薬代、水利費、家畜、農業機械等）、労働日数（可能な範囲で）
- iii. 生産物の販売方法、販売先（国内及び輸出）、料金設定の方法
- iv. 契約栽培の有無、その内容
- v. 経営状況（過去5年間の年間支出および貯蓄、主な収入源）

エ) 生産性拡大（多様化・機械化）にかかる資金調達・手段

- i. 上記ア)～イ)を踏まえた農家の農業生産拡大にかかるニーズ（栽培したい作物、導入したい農業機械・設備等）及びその理由
- ii. 上記農業生産拡大を行う際の想定される資金調達先・手段
- iii. 上記農業生産拡大を行う上での課題
- iv. 上記課題に対する金融機関の取るべき方策

オ) その他

- i. 農民組織に属しているか、属している場合はその組織名、主な

³ 農業機械のレンタル／リースを行う企業等も訪問し、企業側から見た農家の農業機械化に関する実情や課題についても把握すること。

活動内容

- ii. 過去3年間に農業・農村開発金融分野の普及活動を受けた回数・内容・普及元組織の名称（NGO・ドナー等の援助組織からの支援によるものを含む）
- iii. 農業機械の保守管理状況（部品調達の可否、ルートを含む）

イ 以下の項目について農業関連企業に関連する現状、市場ニーズ、流通調査を確認する。

ア) 農業関連企業について、以下の項目を目安に調査する。ただし、必要な調査項目があれば別途提言することを妨げない。

- i. 設立年度
- ii. 雇用人数
- iii. 事業概要
- iv. 年間売上高
- v. 債務の状況（借入額、借入先）
- vi. 事業拡大をする上での課題（想定される資金調達先・手段を含む）

イ) 調査対象州の中心地のローカル市場（各1か所）で扱われている主な農産物・農産加工品の種類、生産地、価格等に係る情報（季節的変動も含む）

ウ) 調査対象地域の代表的な農産物の農家軒先売買から仲買人、市場／小売店／輸出業者までのサプライチェーンと集荷・輸送・貯蔵方法

エ) 上記ウ)で調査対象とした農産物・農産加工品について、小売業者・仲買人・輸出業者から価格を左右する事項について調査する。（例：品種・品質・販売ロット量・出荷時期・パッケージ等）

- 2) 他ドナーによるツーステップローン事業及び農業関連支援事業（特に営農技術普及事業）の状況を確認すると共に、意見交換を行う。
- 3) 上記1)、2)の調査結果及び本円借款事業の実施計画について、インテリムレポートとして取り纏め、JICA 東・中央アジア部及びウズベキスタン事務所に報告・協議を行う。
- 4) 上記3)やウズベキスタン政府関係機関・金融機関・他ドナー等との協議に基づき、本円借款事業を形成する上での課題・分析や事業実施計画書の提案を行う。なお、総事業費及び円借款支援額の妥当な規模感について、過去の他ドナーが既に実施済の事業の進捗状況や教訓、審査体制等の事業実施能力、公的支援の必要性を踏まえ、検討を行うこと。

ア. 事業スコープ

(ア) PFIs 選定基準（財務状況、ガバナンス、ネットワーク、審査能力等）の策定。なお、農業協同組合（あれば）を経由した貸出の可能性があれば、含めること。

(イ) 事業対象地域

(ウ) エンドユーザー（融資対象）の選定基準の策定。なお、対象サブセクター／対象作物の選定にかかる検討も行うこと。

(エ) 資金フローと各ステップでの融資条件・手数料（借入適格者、融資期間、金利、担保、融資金額上限、資金使途、連帯保証、為替・金利リスクの所在、負担者の特定（各リスクのコストへの簡易換算を含む）、融資条件の見直しの方法、等）。

その際、本円借款事業における各種ステークホルダー（現時点では、RRA、PFIs、農業技術普及組織（あれば）、農家（経営レベルごと）及び農業関連企業（経営レベルごと）を想定しているが、それ以外のステークホルダーについて含めることを妨げない）の能力評価及びターゲットとなるエンドユーザー（農家及び農業関連企業）に対する融資ニーズ、対象となる作物品目についても整理・提示した上で特定すること。また、金利水準の設定については、想定される円借款事業による融資がウズベキスタンの市場を過度に歪めることがないように適切な金利水準が設定されるよう検討する。その上で、ドル建て借款の可能性も含めたフローを検討する。

イ. 総事業費、借款額及び資金計画：

(ア) サブローンの融資対象とする資金使途

(イ) サブローンの期間設定

(ウ) サブローン一件あたりの融資上限

ウ. リボルビングファンドの運営方法の検討。なお、他ドナーによるツーステップローン事業のリボルビングファンド運営との関係も含め検討すること。

エ. 事業実施スケジュール

(エ) 事業実施運営体制（下記オ. 記載のコンサルティング・サービスが効果的に活用・波及するための実施運営体制を含む）

(オ) コンサルティング・サービスの検討（ターゲットとするエンドユーザーに対し、求められる技術指導内容と技術指導体制・普及方策等の提案を含む）

(カ) 運用・効果指標

(キ) 日本人材開発センターとの連携可能性の検討

(ク) 他ドナーとの連携可能性の検討

(ケ) 本事業における日本企業への支援検討

(コ) ジェンダー主流化について検討

(サ) リスクの特定及び対応策の策定（事業の各機関におけるリスク分析を、過去の事例も参考に分析し対策を提案する。その際は、別紙リスク管理シートを作成すること。また、過去の円借款における教訓等を確認すること。）

5) これまでの調査を踏まえ、ウズベキスタンにおける農業・農村開発金融の分野の改

善や今後の発展、実施すべき政策等の観点から簡潔に提言を取りまとめる。

6) エンドユーザー等に対しても資金の原資が我が国 ODA 資金であることを認知させるための方法や ODA 広報について検討を行い提言する。

7) 現地での調査結果につき、JICA ウズベキスタン事務所に報告を行う。

(5) 第二次国内作業：2019年6月中旬

- 1) 第二次現地調査の調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、関係者に報告・コメントを依頼する。
- 2) 第二次現地調査結果を踏まえ、第三次現地調査計画を検討し、JICA 東・中央アジア部と協議を行う。

(6) 第三次現地調査：2019年7月上旬

- 1) JICA によるミッション派遣のタイミングに合わせて、第三次現地調査を行い、ドラフト・ファイナルレポートにつき、ウズベキスタン政府関係者、関連金融機関、関連ドナー等に対して報告するためにワークショップを開催する。
- 2) ウズベキスタン政府関係者からドラフト・ファイナルレポートにかかるコメントをとりつける。
- 3) ファイナルレポート作成に当たり、必要に応じて、追加情報・データの収集を行う。

(7) 国内整理期間：2019年7月下旬

- 1) ドラフト・ファイナルレポートに対するコメント・修正をとりまとめ、ファイナルレポートを作成する。
- 2) ファイナルレポートの内容につき、JICA 東・中央アジア部に報告する。

7. 成果品等

次の成果品を JICA に提出する。なお、ファイナルレポートを最終成果品とする。

(1) 調査報告書

① インセプションレポート (Ic/R)

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2019年2月下旬

提出部数：露文8部 (JICA1部、先方機関7部)、英文4部 (JICA3部、先方機関1部)

② プログレスレポート

記載事項：第一次現地調査までの調査結果及び農村社会経済調査計画の提案

提出時期：第一次国内作業時 (2018年4月中旬を想定)

提出部数：英文4部 (JICA3部、先方機関1部)、和文3部 (JICA)

③ インテリムレポート

記載事項：第二次現地調査における農村社会経済調査結果及び本円借款事業に係る実施計画の提案

提出時期：第二次現地調査時 (2018年6月上旬を想定)

提出部数：英文4部 (JICA3部、先方機関1部)、和文3部 (JICA)

④ ドラフト・ファイナルレポート (Df/R)

記載事項：全調査結果 (冒頭に要約を添付)

提出時期：2018年6月下旬

提出部数：

- (ア) 露文 8部 (JICA1部、先方機関7部)
- (イ) 英文 5部 (JICA4部、先方機関1部)
- (ウ) 要約版和文 3部 (JICA)

⑤ ファイナルレポート (F/R)

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA のコメントに対応して必要な修正を行ったもの。

提出時期：2019年7月下旬

提出部数：

- (ア) 露文 (簡易製本版) 10部 (JICA3部、先方機関7部)
CD-ROM (英) 3部 (JICA2部、先方機関1部)
- (イ) 和文 (簡易製本版) 3部 (JICA)
CD-ROM (日) 3部
- (ウ) 英文 (簡易製本版) 5部 (JICA4部、先方機関1部)
CD-ROM (英) 3部
- (エ) 露文 (製本版) 8部 (JICA1部、先方機関7部)
CD-ROM (露) 3部 (JICA1部、先方機関1部)
- (エ) 英文 (製本版) 3部 (JICA)
CD-ROM (英) 3部 (JICA2部、先方機関1部)

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

(ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算情報。

(イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、更改されていない情報。

(ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報。

(2) 調査業務報告書

記載事項：調査業務日とその概要

提出時期：毎月

提出部数：1部

(3) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

提出部数：CD-R 3部

(4) 作成資料及び収集資料

記載事項：作成及び収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：その都度

提出部数：1部

なお、必要に応じて各種レポートへの別添とすることにより提出を省略することも可とするが、詳細は JICA の指示に従うこととする。

(5) 会議記録

記載事項：コンサルタントとウズベキスタン側及び JICA 関係者との各種協議の結果

提出時期：その都度

提出部数：1部

(6) 報告書の印刷及び電子化の仕様

① 印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

② 報告書作成にあたってのその他留意事項

- (ア) 各調査報告書は内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- (イ) 報告書については、効率良く理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。
- (ウ) 転載する図表等には必ずその出典を明記すること。
- (エ) 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。
- (オ) 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- (カ) 各英文報告書は必ず経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。ウズベキスタン側に対する説明用資料についても、可能な限り同様な扱いとすること。
- (キ) 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- (ク) 各報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- (ケ) 各報告書の作成にあたっては、装丁等が華美になりすぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査は2019年2月下旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナルレポートを2019年7月下旬に提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

時期 項目	2019年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
第1次 国内作業	<input type="checkbox"/>					
第1次 現地調査		■				
第2次 国内作業			<input type="checkbox"/>			
第2次 現地調査				■		
第3次 国内作業					<input type="checkbox"/>	
第3次 現地調査						■
第4次 国内作業						<input type="checkbox"/>
報告書 提出	△ IC/R		△ P/R		△ IT/R △ DF/R	△ F/R

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途： 約 17.12M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/ツーステップローン計画（2号）
- ② 農村金融（3号）
- ③ 営農/農民組織（3号）
- ④ 農業・農産加工関連ビジネス
- ⑤ 環境社会配慮/ジェンダー主流化

3. 相手国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA 東・中央アジア部から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、JICA ウズベキスタン事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のため

の支援を行う。

4. 現地再委託

業務実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して行うことを可とするものの、ウズベキスタンにおいて、現地再委託にて対応可能な機関等は限定的であることから、現地再委託先候補となる機関等の情報については、JICAより参考資料として提供可能。なお、ウズベキスタンにおいては、一般的に、農家等から家計や農村部の実態を聞き出すことは困難とされ、対象農家・農業関連企業等については、完全匿名性にする等、ウズベキスタン内での情報流出には十分留意すること。

また、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前にJICAの承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、JICAからの提供情報等を踏まえ、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託については、別見積もりとする。

5. 配布資料および参考資料

【配布資料】

- ・現地再委託先候補となる機関等の情報
- ・IRR算出マニュアル

上記配布資料の配布はJICA 東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課（03-5226-6692）まで。

【参考資料（公開資料）】

- ・アムブハラ灌漑施設改修事業 事業事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_UZB-P14_1_s.pdf)
- ・2016年度外部事後評価報告書 技術協力プロジェクト「水管理改善プロジェクト」
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_0801105_4_f.pdf)
- ・ウズベキスタン国カラカルパクスタン地域開発計画調査ファイナルレポート（和文要約）(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_UZB-P14_1_s.pdf)
- ・ウズベキスタン国ウズベキスタン農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032441.html>)
- ・平成28年度フードバリューチェーン構築推進事業（うちロシア連邦及びウズベキスタン共和国における二国間事業展開支援委託事業）報告書
(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/attach/pdf/haifu_chousa28-11.pdf)

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAウズベキスタン事務所、在ウズベキスタン日本大使館において十分な情報収集を行う

とともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(1) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA ウズベキスタン事務所にも報告すること。

(2) 上記(1)と併せて、ウズベキスタンに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA ウズベキスタン事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。

(3) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

(4) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

(5) 現地での調査実施に当たっては JICA ウズベキスタン事務所、在ウズベキスタン日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、ウズベキスタン内での安全対策については JICA ウズベキスタン事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 3 週間前までに JICA ウズベキスタン事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(6) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

